

更 新 意 見

2005年4月20日

被告人 原田 隆司

1. 私たちは無実です。逮捕・起訴は絶対に許せません

私たちは無実です。私たちが2002年5月27日の国労臨時大会に際して国労本部派に対して行ったピラマキ・説得活動は、労働者の全く正当な組合活動です。

検察官は、私たちの行ったピラマキ・説得活動を「暴力行為等処罰に関する法律」に違反した犯罪行為だと主張していますが、それはとんでもないデッチ上げです。検察官は起訴状で、私が国労本部派の組合員に対して暴行を加えたと主張していますが、そのような暴行の事実はありません。また当日、ピラマキ・説得活動に参加した他の全ての者も、国労本部派の組合員に対して暴力行為をしていません。検察官は、国労の解雇撤回闘争を弾圧するために虚偽の事実をでっち上げ、事件をねつ造しようとしているのです。私たち8名の被告に対する逮捕・起訴が不当極まりない労働運動への弾圧であり、憲法違反の政治弾圧であることを声を大にして裁判官に訴えたいと思います。

2. 5月27日のピラマキ・説得活動は正当な組合活動です

私にとって、解雇撤回を掲げて闘ってきた闘争団は単なる国労の仲間というレベルにとどまらず、まさに私の分身です。彼らと彼ら家族の闘いは私たちの家族の闘いでもあります。これこそが、本件臨時大会当日のピラマキ・説得活動に参

加した最大の理由です。仲間の首切りを許さないのは自らの首切りを許さないのと同じことなのです。

国労本部は、こともあろうにこの臨時大会で与党三党声明を丸飲みし、自民党にひれ伏し、私の分身である闘争団の除名を強行しようとしていたのです。それを許すことは、「四党合意」地労委闘争を闘う私たちの除名をも許すことだと感じていました。「国労が死ぬか生きるか」という瀬戸際でした。まさに「国労が国労でなくなる日」にさせないために立ち上がったのです。

闘争団にも、JRの現場にも、怒りがあふれ闘いを求めている時に、国労本部はなぜ奴隷の道を自ら進むのか。私は腐敗した国労本部をもう絶対に許せない、本当の闘う国労を再生したいという思いでいっぱいでした。

闘う国労の旗を守るために、国労本部派の宿舎である「東京グリーンホテル御茶ノ水」に行き、ビラをまき、「闘争団の除名をやめろ」「闘う国労を守れ」「これまでの苦闘を水に流すのか」などと訴え、国労本部派の組合員と論争し続けました。

今回の刑事弾圧のひどさの一端は、私の場合の逮捕の不当さに表れています。警視庁公安部は、02年11月に予定されていた第70回全国大会の代議員選挙の公示日である10月7日に全国一斉の逮捕を強行してきました。ここに今回の弾圧の狙いが示されています。

私はこの全国大会の代議員に立候補しようと決意していましたが、この日は中労委の審問のため上京してきており、中労委から出たところで逮捕されました。カバンの中には立候補届の用紙があり、獄中から立候補届を出すことを余儀なくされ、選挙活動はできませんでした。

今回の私たちへの刑事弾圧は、「四党合意」が闘う闘争団・国労組合員の闘いによってぐらぐらになり、02年秋の段階で破産必至の状態になっていたことへの報復弾圧であり、また巻き返しのための弾圧でした。私たちがこの弾圧に勝ちぬくことによって、「四党合意」は02年12月、与党三党の離脱という形をとって最終的に破綻しました。私たちへの刑事弾圧の狙いは核心においてすでに失敗し

たのです。

3. 非民主的大会運営について

(1) 第67回定期大会(続開大会)の非民主的大会運営

私は、機動隊を導入して4党合意の大会承認が強行された第67回定期大会(続開)(2001年1月27日)をこの眼で見てきました。私は、機動隊を導入して反対する闘争団等を封じ込めた非民主的な大会運営を許すことはできません。

2000年7月1日の第66回臨時大会以後、8月26日の第66回臨時大会(続開)10月28~29日の第67回定期大会と2回の大会が開催されましたが、4党合意は強い反対のために大会承認に至ることができませんでした。

これに対し、国労本部は第67回定期大会の続開大会で1千名を超える機動隊を導入し、会場前と周辺を制圧することで、反対派を封じ込めて4党合意の大会承認を強行しました。以後、国労本部は「国労らしい真摯な議論」(高橋義則元委員長あいさつ、2000年11月10日付国鉄新聞第2641号)による大会運営ではなく、警察・機動隊に依存した大会運営に走るようになったのです。

国労は、これまで路線的対立があっても反対意見を強権的に封じ込めるようなことはありませんでした。高橋元委員長は、7.1臨大などの混乱の責任をとり委員長を辞任するときの挨拶で、新しい執行部に期待するとして次のように述べています。

4党合意によって国労は「組織を二分する激しい対立と論争が巻き起こ」っているが、「国労全体が、この苦境を乗り越えるために『総団結』という言葉で討論を遠慮したり、封じたりするのではなく、国労らしい真摯な議論が巻き起こり、問題の本質と将来の展望を明らかにし、全体の意思統一が図られるように願うものであります」(同前)と。

しかし、1.27第67回続開大会で新たに選出された高嶋昭一委員長(盛岡地本)は、「国労らしい真摯な議論」による「全体の意思統一」という困難ではあ

るが労働組合としてのまっとうな道ではなく、1千名を超える機動隊を導入して反対派を封じ込め4党合意の大会承認を強行するという、労働組合としてやるべきではない禁じ手に走ったのです。

なお、この1.27大会の準備委員長が酒田充・東京地本委員長であり、警察・警視庁との窓口になったのが笹原助雄・大会準備事務局長だったことが第31回の江田雄次証人の証言で明らかにされています。

私は次に、機動隊を使って反対派を封じ込めた1.27大会がどのようにすさまじいものであったのか、以下、第31回公判の江田証人に対する尋問で明らかになった事柄に基づき明らかにしていきたいと思います。頁数は第31回公判の証人尋問調書のものです。

1300人ともいわれる機動隊によって大会会場である社会文化会館の入口やそれに通ずる道路はバリケードが築かれて全面的に封鎖され、代議員や大会構成員、東京地本以外の傍聴者は前夜都内のホテルに宿泊して、貸切バスで大会会場に向かいました。こういう形式で国労大会が開催されるのは初めてのことでありと江田証人は認めています(28~31頁)

会場前では機動隊による検問が行われました。雪が降る中、代議員はひとりずつ機動隊員に証明書を見せて検問を通過して入場しました。国労組合員でも代議員の証明書や傍聴券がないと会場前にすら行けなかったのです(31頁)

また、立候補者を会場に入れられないという異例のこともおこりました。「そうまでして立候補しようとする人間までも会場に入れられないというのは、これは異例なこととは間違いないでしょう」という弁護人の質問に、江田証人は、「入りたい人が入れられないというのは、まあ、それは異例ですよ」(35頁)と平然と答えています。

さらに、1.27大会は、4党合意に反対する来賓も排除するというかつてないものでした。国労本部は、1986年の修善寺大会以前から国労の裁判に協力し常に来賓として招かれ、あいさつしてきた佐藤昭夫早稲田大学名誉教授(本件弁護団長)に対してすら傍聴を拒んだのです(46頁) こんな理不尽なことは許されるものではありません。

それだけでなく、国労本部は、国鉄闘争を支援してきた共闘労組も排除するという行為にも出ました。この点について、「これまで大会に傍聴参加してきた共闘関係者の東京清掃労組、それから都職労などの傍聴参加も拒みましたですね」という弁護人の質問に対して、江田証人は「来賓、まあ、そうですね、国労が召集しない人以外は参加できないと思います(33頁)と恥知らずにも答えています。支援を頼んだのは国労なのに、都合が悪くなると手のひらを返すように共闘労組の傍聴を拒むというのは、これほど身勝手なことはないと思います。

さらにマスコミも排除して1.27大会は行われました。まさに密室で大会が強行されたのです(46頁)このような国労の姿勢に対して、労働組合らしくないという批判がマスコミからも出されたことが第31回公判で指摘されています(41頁)。

このような国労本部の警察・機動隊に依存した大会運営に対して、高崎地本、水戸地本、千葉地本、新橋支部東京第1事業所分会等から抗議が出ました(32頁)。

さらに、会場の代議員からも抗議の発言が行われました。東京地本の甲斐代議員は「そしてきょうこの場外には1000名を超えるといわれる機動隊が待機をしているといわれております。国労の運動史上、全く前例のない、異常な大会だと思います。国労の歴史に汚点を残す最悪の大会だというふうにいわざるを得ません」(2001年2月9日付国鉄新聞2653号 32頁)と批判し、長野地本の小林袈裟雄代議員からは「私たちの国鉄闘争が国家的不当労働行為と闘っているとき、機動隊に庇護された形の大会が、かつて私たちの国労の歴史にあったではありませんか」という痛烈な批判が行われました(2001年2月9日付国鉄新聞2653号 33頁)。

国労本部は、この1.27大会を機に、組合民主主義を大切にす労働組合から、反対派を力で封じ込めてしまうという非民主的組合運営を行う組合に一挙に転落し変質を深めていったのです。

(2) 第69回臨時大会の非民主的運営

第69回臨時大会 = 本件5.27臨大には、1.27大会と同様に大量の機動隊が導入されました。大会会場は機動隊で固められ、闘争団も組合員も会場前にすら近づくこともできませんでした。さらに会場の中には200名の国労の警備係員が投入されました(第13回公判鈴木勉証人尋問調書14頁)。

1.27大会以前には、会場前でのピラまきはだれもができていましたが、1.27大会以後、全くできなくなっていました。大会会場前でのピラまきができなくなったのはなぜかという弁護人の質問に対して、江田証人は「機動隊がいたからじゃないですか」(第30回公判尋問調書26頁)と平然と答えています。ホテルなどの宿舎前でのピラまきが始まったのも1.27大会からです。

本件臨大の開催決定は2002年5月16日。大会の11日前です。議案書が作成され、電送などの手段で各機関に送られたのはわずか2日前といわれています。石井勝幸証人は大会の内容を知ったのは「前日です」(第22回公判石井勝幸証人尋問調書54頁)と答えています。また、大会会場で初めて正式な議案書を見たという代議員もいます(2002年6月14日付国鉄新聞第2715号11頁)。

5.27臨大は、通常の定期大会と相違して、議案書の内容が直前まで明らかにならず、本来の民主的な組合運営の核心である各級機関、各支部や各分会での討議、それらの大会への反映ということはおよそ保障されなかったのです。

通常、労働組合は、いかに臨時大会とはいえ、各級機関、各支部、や各分会などでの討議を保障するものです。それができないときは、たとえ変則的であってもそれに見合う代償措置や代替措置を保障することが民主的な大会運営の基礎です。

しかしながら、本件5.27臨大ではそのような保障措置をとろうという考えは本部には微塵(みじん)もありませんでした。

反対派を警察の力で封殺し強行採決してしまうという1.27大会以来の非民主的な大会運営の極みが5.27臨大だったといわざるをえません。

「組織を二分する激しい対立と論争が巻き起こり(高橋義則委員長あいさつ20

00年11月10日付国鉄新聞2641号)っているからといって、3列縦隊で突破するということが民主的なあり方であるとしていえるのでしょうか。組合民主主義を重んじるという国労の伝統に国労本部派こそ立ち返るべきです。

4. 国鉄労働者としての誇りをもって闘いぬいた28年の私の国労人生

私は1976年3月、兵庫県立香住(かすみ)高校を卒業し、国鉄に入社しました。10月の職員発令での配属は山陰本線の綾部駅で、踏切の勤務に就きました。私は、この職場の労働条件の改善などを求めて色々と発言・主張をしました。が、私の選んだ鉄道労働組合(鉄労)は、要求の調査をすることはあっても実際に組合として闘うことはありませんでした。そこで私は1978年1月15日、国鉄労働組合(国労)に加入し、要求を組合の要求として闘って解決することにしました。私はこの間、綾部分会踏切班班長、青年部常任委員や青年部長を務めました。

そして86年7月には「国鉄分割・民営化」に先立ち、定員外の人員を特定するための人材活用センターが設置され、私は豊岡駅営業係人材活用センター担務を指定されました。この転勤は、自宅に電話で一方向的に通告されました。

87年3月、人材活用センターの担務解除となりましたが、運輸部営業課兼務豊岡駐在という新たな不当配属があり、これは新会社での定員外の通知を意味していました。

そして同年4月、西日本旅客鉄道近畿圏運行本部豊岡駅営業係兼運輸部運輸三課豊岡事業分室在勤となりました。

当初の組織規程になく仕事もない職場で、今すべきことは、清算事業団へ送られた仲間を元の職場へ取り返すこと、また私たちも元の職場に帰るべく、不当配属の撤回を求めて京都府地方労働委員会に不当労働行為救済の申立をして、闘うことを確認しました。

そして96年11月、私は元職場にあたる豊岡鉄道部管理係、豊岡駅在勤となりました。02年3月には出札業務の一部、6月には信号業務も一部担当することになり、ようやく私は鉄道本務の職場に戻り、本件事件とされた5月27日の後も10月7日の逮捕まで何ら問題なく勤務を続けていました。

5. 保釈後の状況について

私は他の被告と同様、保釈・帰宅後翌日から元職場の豊岡鉄道部豊岡駅に復帰し、勾留期間とほぼ同じ1年3ヶ月が過ぎました。勾留期間は起訴休職でなく、「会社がやむを得ないと認める無給の欠勤」として処理されており、欠勤理由がなくなったので出勤するという扱いでした。

この保釈前の1年3ヶ月は、問われている罪がどんな微罪でも、無実を争う者には保釈を認めないと言われていた通りの人質司法でした。留置場の話でも約20日間の勾留に耐えられなくて、泣く泣くいわれのない容疑を認めて、出て行った等ということがあったそうです。

起訴 - 勾留と続く日々が、職場の労働者をして「原田はもう職場に戻ってこれないだろう」と思わせたのも当然のことでした。私にとってもこれまで他人事で、自分と無関係であった司法の現実でした。

他方、保釈後の1年3ヶ月も一介の労働者にとっては、勾留期間と同じく、これまでに経験したことのない驚き、厳しい労働と闘いの日々でした。

一つは、職場における人員削減などによる一段の労働強化です。02年10月の逮捕時の私の仕事であった「無人駅の管理業務」は下請化され、なくなっていました。

私の「長期欠勤」による要員は補充されておらず、私の復帰により、信号担当の要員需給は断然楽になりました。職場復帰時に会社は「原田は欠勤により、みんなに迷惑をかけた」と言いましたが、欠員状態を放置していた会社こそがみんなに迷惑をかけていたのです。職場の仲間は私の職場復帰を必要な要員が戻って

きたとしてとても喜んでくれました。

現在は信号担当と改札の補助ですが、勾留中に起きた「尼崎での救助中の消防士の触車事故」によって、信号業務など「運転取扱」の規程類やマニュアルは変更されており、職場の緊張感も以前より強くなっているように感じました。

また、各年度毎の出勤率が8割に満たず、年次有給休暇もなく、私たちが当然の権利と思っていた年休までもが、私たちの監視や運動の不足によって、十分な権利として確保できなくなっていることに、今後の労働運動の課題を思い知らされたりもしました。

JR西日本は、株式の完全放出・完全民営化を記念して、在職者に6万円の旅行ギフト券の交付をしました。が、豊岡鉄道部長は豊岡駅の点呼に出向き、私の不在を承知の上で、「いまだに分割・民営化に反対している者がいるが、受け取るのか聞いてみたい」と私を愚弄する発言をしました。これに対し、苦情処理を申告し、受け取りを留保する旨通知しましたが、会社はその非を認めませんでした。現在のように労働組合がしっかりしないと、「就業規則は憲法に優先する」として、資本は、職場には指揮命令系統しか認めないのです。

「契約社員」なる労働者も劣悪な労働条件に不満をくすぶらせています。彼らを本当の意味で労働者として組織できるのは、「一人は万人のために、万人は一人のために」を実践できる国労しかありません。

全国には、今も政府・JR資本の攻撃と闘い続けている仲間がいます。職場では、55歳になっても退職しない労働者を遠距離に転勤させて、退職に追い込んだり、収入目標クリアのためだけのノルマを押しついたり、年度末に収入をかさ上げしたり、いわば粉飾決算のようなことをしています。そのため労働者の権利は徹底的に蹂躪されています。多くのサービス労働や年休の失効が発生しています。

このような資本の攻撃との闘いの頂点に国労闘争団の解雇撤回闘争があります。闘争団は、違法解雇をJR資本と政府に認めさせ謝罪させて、原地原職の職場復帰を実現するまで闘い続けています。最後の勝利まで闘争団と共に闘いつづける

という私の決意は18年前と少しも変わっていません。

まして、1年3ヶ月の勾留はその決意を固めるにふさわしいときとなりました。かつ、年休のない中での公判闘争と就労・労働の闘いは、その自信を確かなものにしてくれました。

6. 今後の闘い、公判と職場について

公判は、2ヶ月に3度の日程にもかかわらず、遅々として進まない、また長くなればなるほど、更新手続きなども発生する。休暇も経済的な負担も大変だ。それらを優先させる家庭生活全般も大変だ。しかし、私たちはここで弱音をあげるわけにはいかない。

私たちは、中曽根政権による「戦後政治の総決算」の「二百三高地」と位置づけられた「国鉄分割・民営化」攻撃で駆逐すべき敵とされた人間だ。

解雇された全国1047名は、20年を闘い続けている。被告団長の松崎さんと羽廣さんはともに、「解雇撤回・原職復帰」を旗印に不屈に闘う仲間である。2人が全国の闘争団員と共に「鉄建公団訴訟」原告団としても闘い続けている。私自身も10年に及ぶ不当配属の職場での生活を余儀なくされた労働者として、闘いの正義性と勝利性を確信し、主権の存する民として国家と闘っている。闘いの相手に不足はない。

かつて私たちの前で威勢よく国鉄当局の批判をし、旗を振っていた役員・活動家で今、会社の管理職として「活躍」している人も多い。その中には1970年代初めのマル生闘争を闘い、労働者の団結を説き、いったん勝利した人もいた。私たちはその人たちから学び、スト権ストの精神から学び、労働者階級の存在と闘いに目覚めた。

それがこの裁判でよく出てくる「学校」の政治である。「学校」は情報の提供だけでなく、判断も提供しているが、私たちは、「学校」の言うことだけでなく、私たちは自らが、どういう判断をするかの事の本質を考えたにすぎない。職場の主

人公とか社会の主人公とはそういうことではないのか。信じる人がいるのはいい。その人の言うことを信じるのもいい。しかし、それを行動に移した時は、自らが責任をとる自覚を持たねばならないのではないのか。労働組合の役員なら、なおさらそれが問われるのではないのか。

私たちは今、国労のみならず、すべての闘う国鉄労働運動関係者の思いを胸に、その運動の責任をとりきる闘いとして裁判を闘う。社会のすべての富を生産する労働者階級の自覚こそが、私たちの誇りであり糧である。

国鉄労働組歌にある。

私たちは、俺たちは、行く道を知っている。さえぎる者らは打ち砕き、働く者の幸せのため、国鉄労働組合の、その旗の下、明日を信じ、働く者だ、国鉄労働者

さらに、国鉄労働者の誇りを胸に、私たちは遙かな地平線を目指す。

そして私たちは、戦争を必要としない社会と世界を目指す。

私たちは、国鉄労働運動と戦後の主権在民・基本的人権の権利及び義務に基づく、「主権者の不断の努力」として、この裁判闘争を引き続き闘い抜く。弾圧・勾留の1年3ヶ月、裁判に費やす時間と費用と労力は、私たち被告、家族、支える会や子どもたちの未来への投資としつつ、これらを決して無駄にしないために、必ず無罪を勝ち取る決意です。

なお、資料として国労東京第一事業所分会の警備問題に関する要請書、水戸地本、千葉地本、高崎地本の全国大会（続開）警備についての申し入れを添付します。

以上